

住宅改修場所別チェックポイント

場所	チェックポイント	場所	チェックポイント	場所	チェックポイント
アプローチ	つまずきやすい段差はないか	階段	階段の素材は滑りにくいものか	浴室	浴室のドアは引き戸または折れ戸か
	濡れても滑らない材質や仕上げか		片側もしくは両側に手すりはあるか		浴室の出入口は段差がないか
	スロープの勾配は車椅子で上げられるか		階段全体に影はできにくい照明か		脱衣室や浴室の室温は調整できるか
	玄関ポーチは十分な広さがあるか		足元が確認できる足元灯はあるか		動作に合わせた手すりはあるか
	適切な位置と高さに手すりはあるか	居室	室内に段差はないか		浴室の床は濡れても滑りにくいものか
	夜間でも十分明るい照明か		風通しはよいのか		水洗金具は操作しやすいか
	雨や風よけが配慮されているか		安全に移動できるよう手すりはあるか		お湯の温度調節は容易にできるか
玄関	床面は滑りにくい材質や仕上げか		室温や湿度の調整はしやすいか	洗面・脱衣所	出入口の幅は十分か
	玄関ドアは弱い力でも開けやすいか		床にコードや物が散らばっていないか		出入口や内部の段差はないか
	玄関ドアは車椅子でも通りやすいか		ベッドの足元は滑りやすいか		内部のスペースは十分か
	上がり框が高い場合は式台があるか		夜間のトイレの誘導は安全か		姿勢を安定させて動作を行えるか
	上がり框が近い場合に手すりはあるか		出入口の幅は十分か		洗面台は使いやすいものか
	はき物の脱着の際に座る椅子などがあるか		照明や窓などで明るさは十分か		水栓金具は操作しやすいか
					室温の調節はできるか
廊下	杖歩行や車椅子を考慮した幅はあるか	トイレ	ドアは引き戸または外開きであるか	台所・食堂	収納は使いやすい位置か
	伝い歩きができるよう手すりはあるか		出入口や内部に段差はないか		調理金具は使いやすい配置か
	床材は滑りにくく、段差などはないか		動作に合わせた手すりはあるか		身体に合わせたキッチンカウンターか
			暖房便座やカバーで保温されているか		コンロ（ガス・電気）は安全なものか
	廊下が全体的に明るい照明か		照明は影をつくらず十分な明るさはあるか		食器類は手の届く高さにあるか
			緊急時に外部へ知らせる方法はあるか		テーブルは車椅子で近づけるか
			ペーパーホルダーは片手で切れるか		家族と一緒に過ごせる場所はあるか

理学療法ジャーナル 48巻 4号 付録

介護保険制度の貸与にかかわる福祉用具の種目

種目	内容	種目	内容
車椅子*	自走用標準型車椅子、普通型電動椅子、または介助用標準型車椅子に限る。 ①自走用標準型車椅子 ②介助用標準型車椅子 ③普通型電動車椅子 ④ハンドル型電動車椅子	手すり	取り付けに際し工事を伴わないものに限る。平行棒のように床に置いて移動可能なものや、便器またはポータブルトイレを囲んで据え置くものなど。
車椅子付属品	クッション、電動補助装置などであって、車椅子と一体的に貸与されるものに限る。 ①クッションまたはパッド ②電動補助装置 ③車椅子用のテーブル ④ブレーキ	スロープ	段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
(ベッド)* 特殊寝台	サイドレールが取り付けられているものまたは取り付けることが可能なものであって、次の①②のどちらかの機能を有するもの。 ①背部または脚部の傾斜角度が調整できる機能 ②床板の高さが無段階に調整できる機能	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 ①二輪、三輪、四輪のものにあっては、体の前および左右を囲む把手などを有するもの ②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
寝台付属品	マットレス、サイドレールなどであって、特殊寝台と一体的に貸与されるものに限る。 ①サイドレール ②マットレス ③ベッド用手すり ④テーブル	補助杖	松葉杖、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、および多点杖に限る。
防し用具	次のいずれかに該当するものに限る。 ①送風装置または空気圧調整装置を備えた空気マット ②水などによって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット	徘徊認知症老人 認知症老人	認知症老人が屋外へ出ようとしたときなど、センサーにより感知し、家族、隣人などへ通報するもの
変換器	空気パッドなどを身体の下に挿入することにより、居宅介護者などの体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。	移動用リフト用具の部分を除く	床歩行式、固定式または据え置き式であり、かつ、身体を吊り上げまたは体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車椅子との間などの移動を補助する機能を有するもの（取り付けに住宅の改修を伴うものを除く） ①床歩行式 ②固定式 ③据え置き式

・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目告示第 93 号)

・介護保険制度における貸与に係る 12 種目の福祉用具である。なお、軽度者の状態像からは利用しにくい種目(*)については、原則として保険給付の対象外としている。

介護保険の給付対象となる住宅改修	
品目	詳細
手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒の防止、または移動の補助を目的として設置するもの、福祉用具貸与の対象となる「手すり」（可動式のもので、固定のための工事を伴わないもの）は、住宅改修の対象とならない。
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路などの段差を解消するためのもの。具体的には、敷居を低くする工事やスロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどが該当する。福祉用具貸与の対象となる「スロープ」や福祉用具購入費の対象となる「浴室のすのこ」による床段差の解消は、住宅改修の対象とはならない。また、昇降機やリフトなど動力により床段差を解消する機器を設置する工事も除かれる。
床の滑り防止および移動の円滑化などのための床材の変更	居室においては畳敷きから板製床材、ビニール系床材などへの変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などが該当する。
引き戸などへの扉の取り替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどへ取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置などが該当する。ただし、自動ドアの動力部分の費用は対象とならない。2009年4月から引き戸などの新設が可能となった。
洋式便器などへの便器の取り替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合など。ただし、福祉用具購入費の対象となる「腰掛便座」は対象とならない。また、和式便器から暖房便座、洗浄機能などが付加されている洋式便器への取り替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能などの付加は含まれない。また、水洗化または簡易水洗化の費用は対象とならない。
上記の住宅改修に附帯して必要となる工事など	保険給付の対象となる住宅改修に附帯して必要な工事などは、保険給付の対象となる。具体的には、次の工事などが考えられる。 ①手すりの取り付けのための下地補強 ②浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ④扉の取り替えに伴う壁または柱の改修工事 ⑤便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化にかかるものを除く）、床材の変更

* 上限額内の改修費用に対して、9割が介護保険から給付される。残りの1割分と上限額を超える改修費用は自己負担となる。
* 上限額 20万円（1住宅につき）

理学療法ジャーナル 48巻 4号 付録

介護保険制度の福祉用具購入にかかわる特定福祉用具の種目			
種目	内容	貸与種目	購入種目
腰掛け便座	次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④便座、パケツなどからなり、移動可能である便器（居室において利用できるものに限る）	*車椅子 車椅子付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 褥瘡予防用具 体位変換器 手すり スロープ *歩行器 *歩行補助杖 認知症老人徘徊感知器 移動用リフト	腰掛け便座 特殊尿器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトの吊り具
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入りなど入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。 ①入浴用椅子 ②浴槽用手すり ③浴槽内椅子 ④入浴台（浴槽の縁にかけて、浴槽への出入りを容易にするもの） ⑤浴室内のすのこ ⑥浴槽内のすのこ		
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、居宅要介護者などまたはその介護を行う者が容易に使用できるもの		
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式などで容易に移動できるものであって、取水または排水のための工事を伴わないもの（硬質の材料であっても、使用しないときに立てかけるなどにより収納できるものを含む）		
移動用リフトの吊り具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの		

↑ 介護保険法のなかで*が障害者自立支援法と重複する種目

← 購入費の支給に係る特定福祉用具の選出判断は、次のとおりである。
(1) 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感を伴うもの。また、直接、肌が触れてしまうもの（入浴・排泄用具）
(2) 使用によりもとの形態・品質が変化し、再度利用ができないもの（ホイスト用吊り具）

理学療法ジャーナル 48巻 4号 付録